

【学校において予防すべき感染症】 学校保健安全法施行規則 18 条

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マーブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってはその血清亜型が H5N1 であるものに限る) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくがぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※1

※1

感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A 型肝炎、B 型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症(①カンジダ感染症 ②白癬、特にトングランス感染症)

【出席停止の期間の基準】

第1種	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)
	百日咳	特有の咳消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化(かたぶた化)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。	

* 出席停止の期間については、病状により医師が感染予防の支障がないと認めた場合はこの限りではありません。

インフルエンザの出席停止に必要な書類

[治癒報告書\(保護者の方が記入をしてください\)](#)

インフルエンザ以外の出席停止に必要な書類

[治癒報告書\(医療機関で証明を受けてください\)](#)